

ケアプランデータ連携システム 導入に向けて

令和6年5月

山梨県国民健康保険団体連合会

きっといま、
日本にいちばん必要なDX。



本資料は、厚生労働省および国民健康保険中央会が作成した各種資料、通知を基に、山梨県国民健康保険団体連合会において、介護事業所の皆様に特に注目していただきたい点などをまとめた独自資料となっております。
導入に向けた一助となれば幸いです。

引用資料

- ・「ケアプランデータ連携システム」の概要等の周知について（情報提供（Ver.2））
- ・令和6年度介護報酬改定に関する審議報告
- ・ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト
- ・介護保険最新情報（Vol.1204）

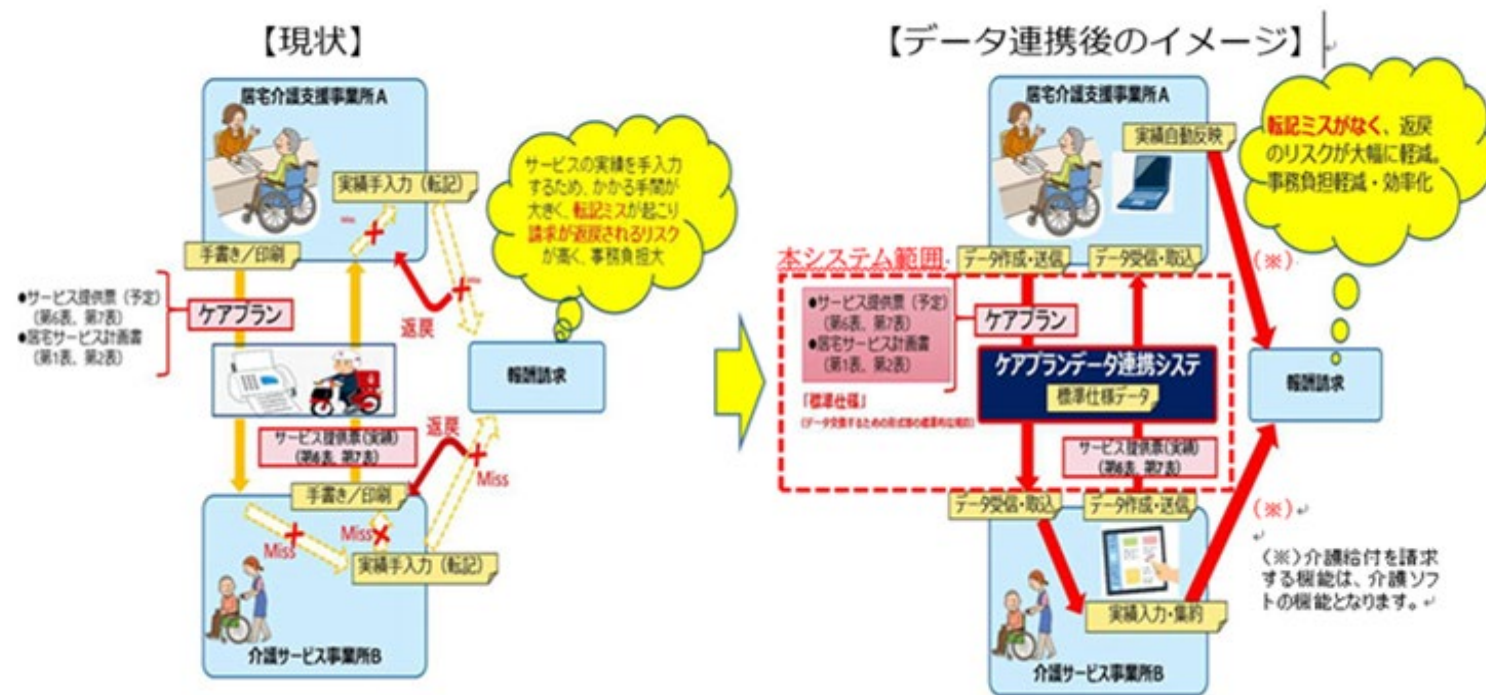
山梨県国保連合会は、介護分野におけるICT化に向けた取り組みについて積極的に取り組んでいます。

業務負担の軽減に繋がる

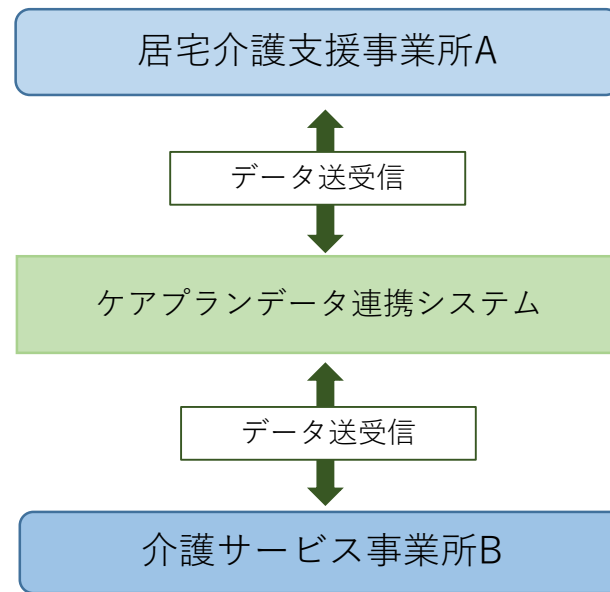
『ケアプランデータ連携システム』をご活用ください。

- データ連携で、作業時間の削減やコスト削減が期待できます。
- サービス提供票や居宅サービス計画書など、手書き・印刷し、FAXや郵送などでやりとりしていた書類をシステム上でデータの送受信ができるようになり、業務負担軽減が期待できます。

- ①記載時間の削減 ②転記誤りの削減 ③データ管理による文書量の削減 ④介護従事者の負担削減**



●システム利用後



業務負担の軽減が期待できます。

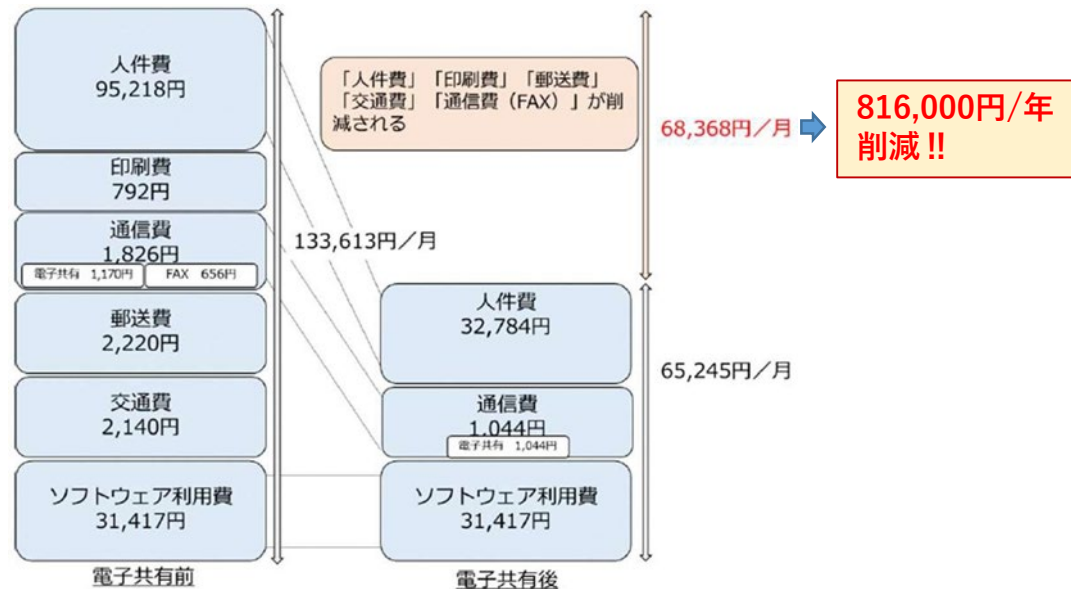
- 提供票の共有にかかる時間が従来の3分の1程度になることが期待できます。
- 削減された時間を反映した人件費、印刷費、通信費、交通費など、**年間81万6,000円のコスト削減**も期待できます。
- 人件費を考慮しない場合でも、**年間7万2,000円のコスト削減**が期待できます。
- 転記誤りがなくなり、**心理的負担が軽減**されます。



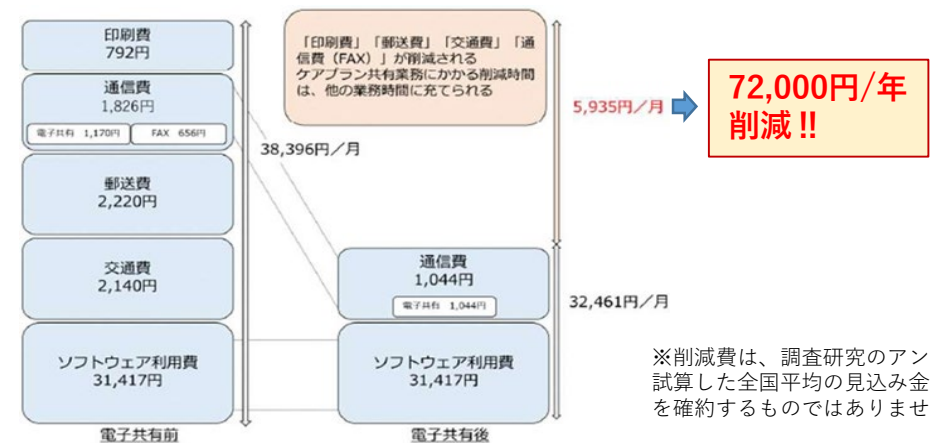
※調査研究アンケート結果から試算した全国平均の見込み

一層の利用者支援の向上に！

①ケアプラン連携効果の推計（人件費削減を考慮した場合）



②ケアプラン連携効果の推計（人件費削減を考慮しない場合）

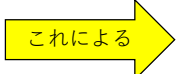


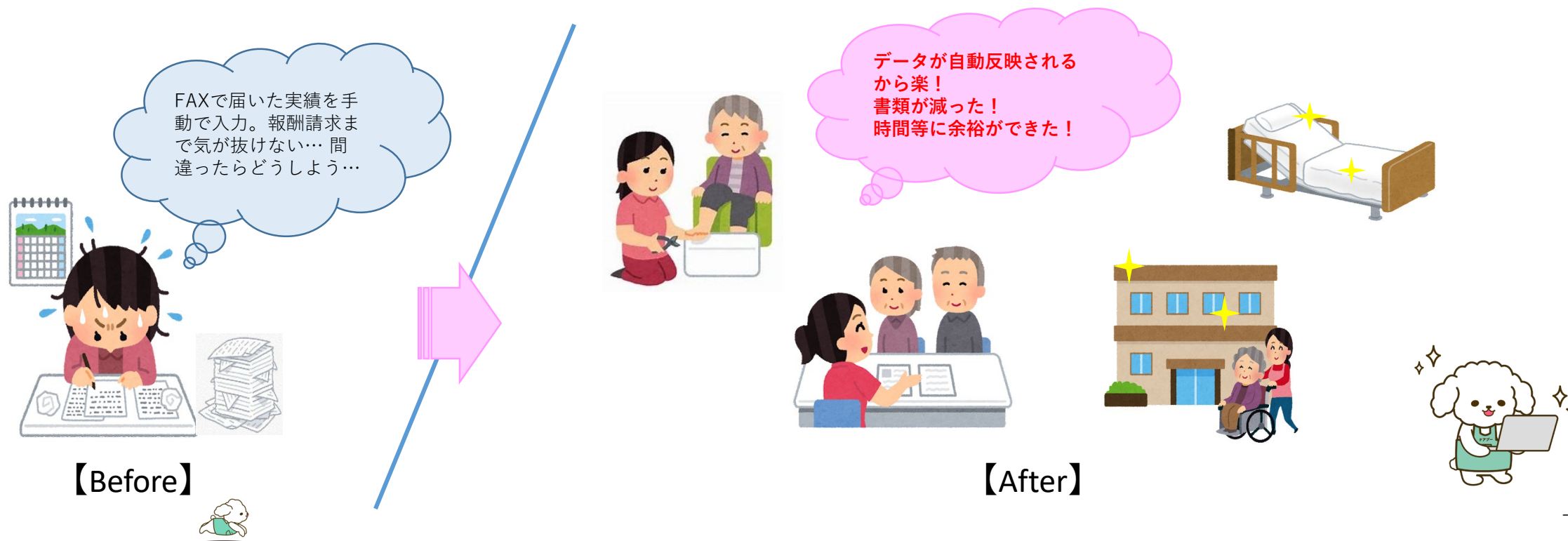
※削減費は、調査研究のアンケート結果から試算した全国平均の見込み金額あり、削減費を確約するものではありません。

※令和2年度老人保健健康促進事業「介護分野の生産向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」より抜粋



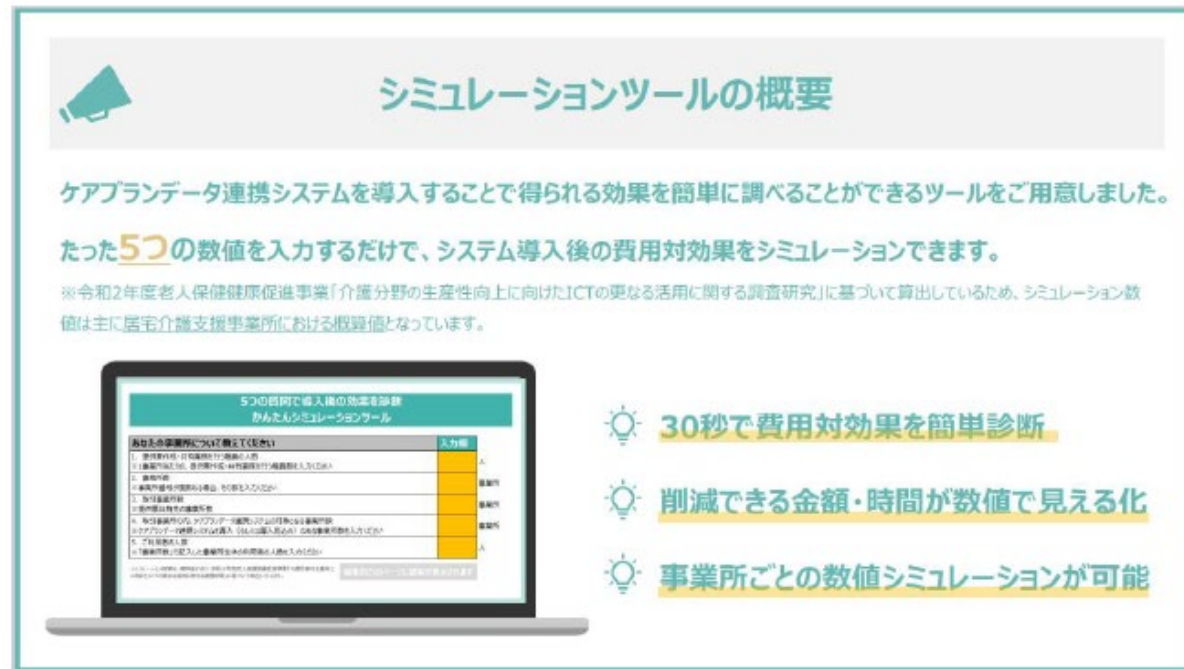
コスト削減による相乗効果が期待できます。

- 利用者支援にかける**時間増**  **ケアの質の向上**
- 介護人材の**新規確保**
- 介護人材の**定着率向上**
- 事業所環境の**維持費、改善費の割当額の増加**



業務負担の軽減のシミュレーションもできます。

- 導入後の費用対効果を簡単に診断することができる『**かんたんシミュレーションツール**』が公開されました。
14ページに掲載しているホームページからダウンロードしてご活用ください。



シミュレーションツールの概要

ケアプランデータ連携システムを導入することで得られる効果を簡単に調べることができるツールをご用意しました。
たった**5つ**の数値を入力するだけで、システム導入後の費用対効果をシミュレーションできます。

※令和2年度老人保健健康促進事業「介護分野の生産性向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」に基づいて算出しているため、シミュレーション数値は主に居宅介護支援事業所における概算値となっています。

5つの項目で導入後の効果を診断 かんたんシミュレーションツール	入力値
1. 介護費削減率 (0%未満は付加価値のある削減)	A
2. 業務効率化率 (0%未満は付加価値のある効率化)	A
3. 加付業務削減率 (0%未満は付加価値のある削減)	A
4. 介護費削減率 (0%未満は付加価値のある削減)	A
5. 業務効率化率 (0%未満は付加価値のある効率化)	A

- 30秒で費用対効果を簡単診断
- 削減できる金額・時間が数値で見える化
- 事業所ごとの数値シミュレーションが可能

・シミュレーションツールの概要/使い方ガイドも掲載しています。



ケアプラン
ごんたんシミュレーション

30秒で削減効果を診断

シミュレーションツールの概要

ケアプランデータ連携システムを導入することで得られる効果を簡単に調べることができるツールをご用意しました。
たった**5つ**の数値を入力するだけで、システム導入後の費用対効果をシミュレーションできます。

ツールの使い方・手順

- 入力ページへ進む
- 結果出力ページからシミュレーションの結果を見る
- 事業所情報を入力する

※このツールは令和2年度老人保健健康促進事業「介護分野の生産性向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」に基づいて算出しており、シミュレーション数値は主に居宅介護支援事業所における概算値である。



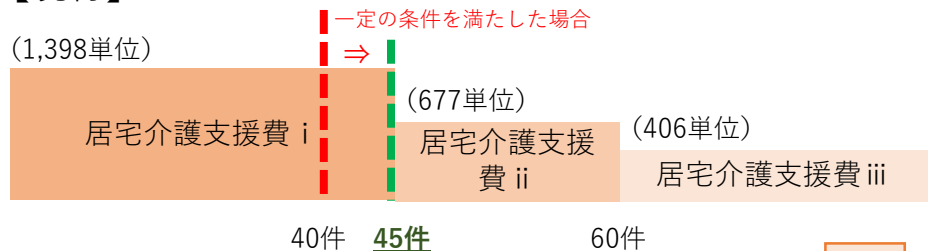
注目

令和6年度からは介護報酬（居宅介護支援費）が見直されます。

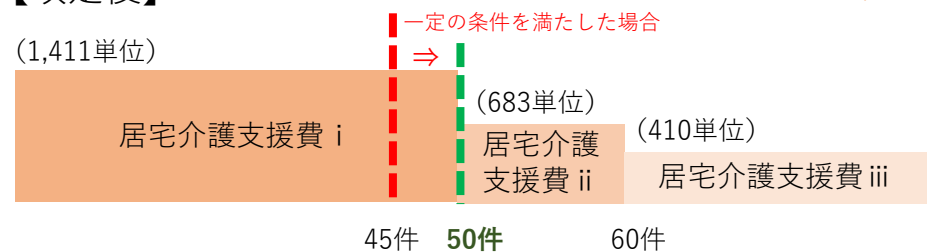
- 居宅介護支援事業所をとりまく環境変化を踏まえケアマネジメントの質を確保しつつ、業務効率化を進め人材を有効活用するため、居宅介護支援費について見直しが行われます。【告示改正】
 - ア 居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅰ）の取扱件数について、現行の「40未満」を「45未満」に改めるとともに、居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅱ）の取扱件数について、現行の「40以上60未満」を「45以上60未満」に改める。
 - イ 居宅介護支援費（Ⅱ）の要件について、ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合に改めるとともに、居宅介護支援費（Ⅱ）（ⅰ）の取扱件数について、現行の「45未満」を「50未満」に改め、居宅介護支援費（Ⅱ）（ⅱ）の取扱件数について、現行の「45以上60未満」から「50以上60未満」に改める。**
 - ウ 居宅介護支援費の算定に当たっての取扱件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、3分の1を乗じた件数を加えることとする。

「令和6年1月15日社会保障審議会介護給付費分科会【参考資料2】令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」より抜粋

【現行】



【改定後】



居宅介護支援費（Ⅱ）の算定要件

ICT機器の活用または
事務職員の配置

指定介護予防支援の提供を受ける利用者数の取扱件数

2分の1換算

居宅介護支援費（Ⅱ）の算定要件

**ケアプランデータ連携システムの活用
及び事務職員の配置**

指定介護予防支援の提供を受ける利用者数の取扱件数

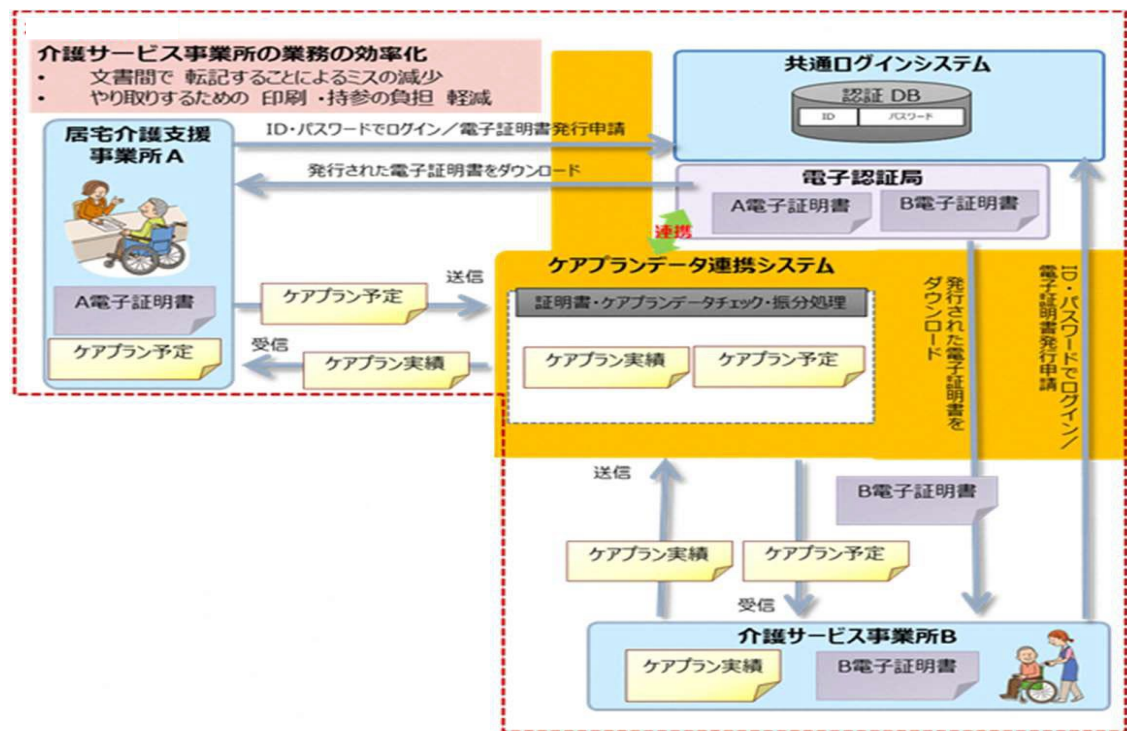
3分の1換算



ケアプランデータ連携システムの概要

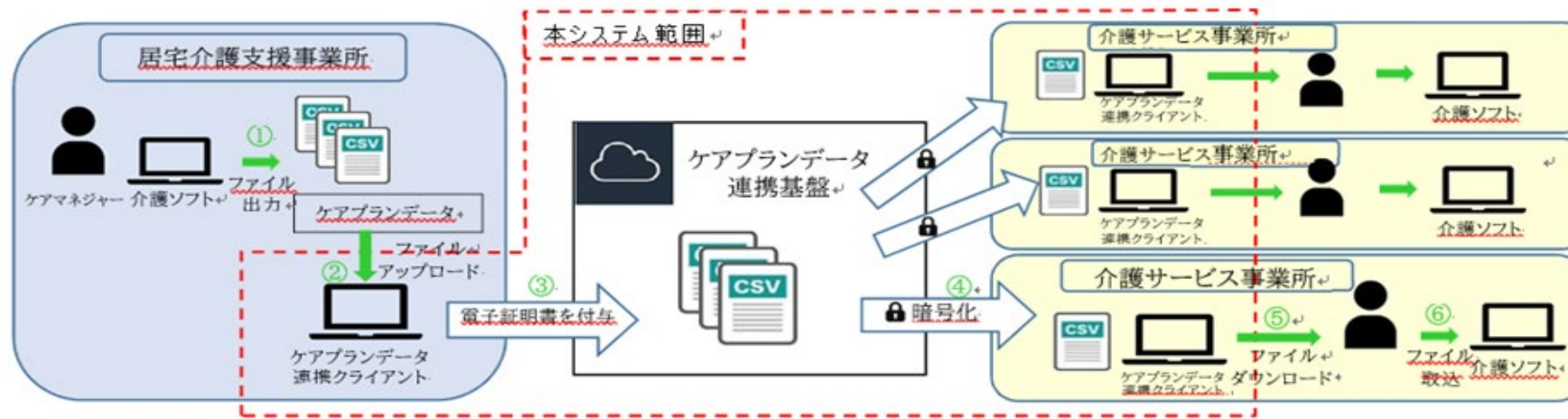
- ケアプランデータ連携システムは、介護事業所に設置される「**ケアプランデータ連携クライアント**」と運用センターに設置される「**ケアプランデータ連携基盤**」から構成されます。
- 介護事業所の利用者は、「**ケアプランデータ連携クライアント**」からインターネット回線を経由し、「**ケアプランデータ連携基盤**」を通して事業所間のケアプランデータのやり取りを行います。ケアプランデータ連携システムの全体概要は以下の通りです。

【全体概要図】



ケアプランデータ連携システムの業務フローについて (1/2)

【ケアプランデータ【予定】の連携業務フロー図】



【居宅介護支援事業所】

- ① 介護ソフトにてケアプランデータ予定ファイルを作成、CSVファイルとして出力（保存）します。
- ② 出力（保存）したケアプランデータ予定ファイルをデータ連携クライアントにアップロードします。
- ③ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ連携基盤へ送信します。（※電子証明書は自動で付与されます。）

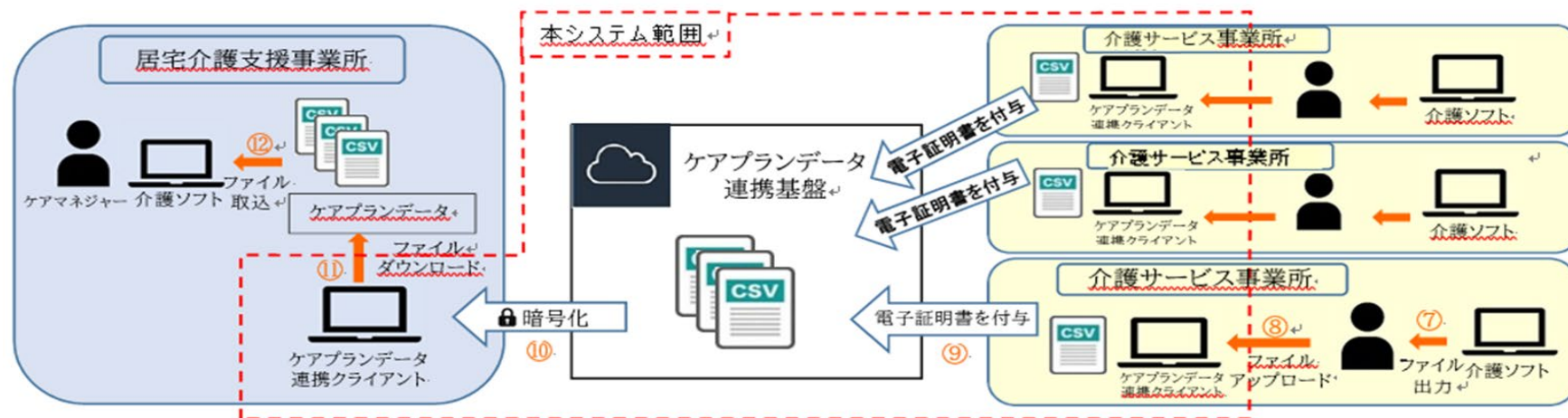
【介護サービス事業所】

- ④ ケアプランデータ連携クライアントを操作し、最新情報を確認し、ケアプランデータ連携基盤から受信します。
（※ケアプランデータ連携基盤からケアプランデータ連携クライアントの通信は暗号化されて通信が行われます。）
- ⑤ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ予定ファイルをダウンロードします。
- ⑥ ダウンロードしたケアプランデータ予定ファイルを介護ソフトに取り込み確認をします。



ケアプランデータ連携システムの業務フローについて (2/2)

【ケアプランデータ【実績】の連携業務フロー図】



【介護サービス事業所】

- ⑦ 介護ソフトにケアプランに基づく実績を入力後、ケアプランデータ実績ファイルをCSVファイルとして出力（保存）します。
- ⑧ 出力（保存）したケアプランデータ実績ファイルをケアプランデータ連携クライアントにアップロードします。
- ⑨ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ連携基盤へ送信します。（※電子証明書は自動で付与されます。）

【居宅介護支援事業所】

- ⑩ ケアプランデータ連携クライアントを操作し、最新情報を確認し、ケアプランデータ連携基盤から受信します。
（※ケアプランデータ連携基盤からケアプランデータ連携クライアントの通信は暗号化されて通信が行われます。）
- ⑪ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ実績ファイルをダウンロードします。
- ⑫ ダウンロードしたケアプランデータ実績ファイルを介護ソフトに取り込み確認をします。



ケアプランデータ連携システムに準じたCSVファイルについて

データ連携を行うに当たり必要なCSVファイルと機能は以下のとおりです。

	居宅介護支援事業所		居宅サービス事業所	
	出力	取込	出力	取込
利用者補足情報	○	—	—	○
居宅サービス計画1表	○	—	—	○
居宅サービス計画1表_削除 ※				
居宅サービス計画2表	○	—	—	○
第6表（サービス利用票）予定	○	—	—	○
第6表（サービス利用票）予定削除 ※				
第6表実績情報	—	○	○	—
第6表実績情報削除				
第7表（サービス利用表別表）	○	—	—	○

※は任意。 ○：必要 —：不要

地域包括支援センターがケアプランの作成等を居宅介護支援事業所に委託している場合は、対象外となります。



ケアプランデータ連携システムの利用に必要なもの

①必要な環境

➤パソコン（Windows10以降）

⇒毎月、請求に使用しているものでOK

➤厚生労働省のケアプラン標準仕様に準拠した介護ソフト

⇒対応ソフトの確認は、ソフト会社へお尋ねください。

⇒国保中央会のWEBサイト『ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト』からも確認できます。

➤ケアプランデータ連携クライアント

⇒国保中央会のWEBサイト『ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト』から「ソフト」をダウンロードし、事業所のパソコンにインストールしてください。

※WEBサイトは、12ページを参照してください。

➤介護給付費請求に使用する電子証明書

⇒毎月、伝送請求で使用しているものでOK【KJ始まりの番号】

※毎月の請求を代行業者をお願いしている場合は、電子請求受付システムのWEBサイトにアクセスし、案内に従い電子証明書の発行申請を行い、電子証明書をダウンロードしてください。

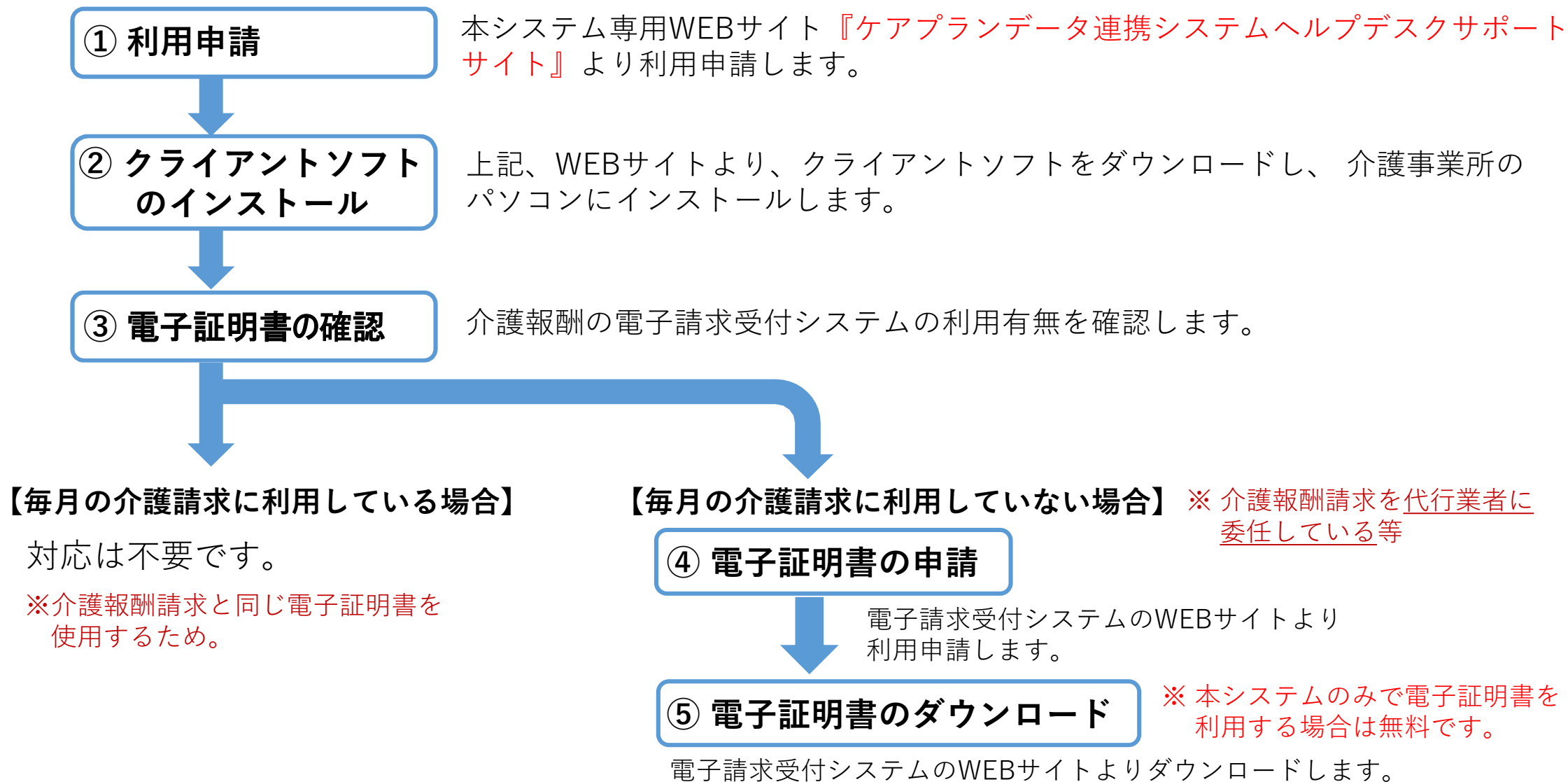
②利用料金

➤1事業所あたりのライセンス料は年間21,000円（税込）

支払方法は、電子請求の証明書発行手数料と同様、国保連合会に請求する介護給付費からの差引きが可能。
(システム利用申請後に利用可能になるため、事前にご用意いただく必要はございません。)



ケアプランデータ連携システムの利用準備フロー図



ケアプランデータ連携システムの導入フロー図（詳細版）

対応事項	対応内容の詳細	備考
1 介護ソフトの対応状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ケアプランデータの作成や管理ができる介護ソフトの導入が必要です（介護保険請求の機能のみを備えたソフトでは利用できません） ご利用されている介護ソフトが介護厚生労働省のケアプラン標準仕様インターフェースに対応しているか介護ソフトベンダーに確認します（※1） 	※1 標準仕様については、厚生労働省のサイト「3. 介護現場における情報連携の促進」をご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html 「ケアプランデータ連携システム」ベンダ試験の実施結果は、以下サイトにてお知らせします。 https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/index.html
2 ケアプランデータ連携クライアントソフトを導入する端末、ネットワーク環境の準備	<ul style="list-style-type: none"> Windows10またはWindows11の端末を準備します ブラウザ（Microsoft Edge）を最新バージョンにします 準備した端末がインターネットに接続可能なことを確認します 	クライアントソフトは1事業所番号あたり1台の導入となりますので、事業所内の端末構成をご確認いただき、導入端末を決定してください。 セキュリティの観点からWindows Updateで最新状態にしてください。
3 介護電子請求用ユーザID及びパスワードの確認	<ul style="list-style-type: none"> 利用申請やデータ送信時に用いる、電子請求受付システムで使用されているKJから始まる14桁のユーザID及びパスワードを確認します（HDから始まるユーザIDは代理請求用のため利用できません） 	以下に該当する場合、事業所の所在地の国保連合会にユーザーIDの確認とパスワードの発行・再発行を依頼してください。 ①インターネット請求を行っていない（ユーザIDとパスワードを持っていない） ②請求を代理人に委託して、ユーザIDとパスワードを失念してしまった 所要時間（目安）：郵送を伴う場合、2週間前後（混雑状況で増減します） 国民健康保険団体連合会リンク https://www.kokuho.or.jp/link/
4 電子証明書インストール状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> 導入する端末に正しい電子証明書が入っているか確認します 電子請求で使用している端末に導入する場合は、備考記載の電子証明書が既にインストールされているか確認します。該当する場合は「5. ケアプランデータ連携システムのクライアントアプリのインストール」に進みます 	電子証明書のインストール状況を確認したい場合は、別紙「 電子証明書の確認方法 」をご参照ください。 本システムで利用できる電子証明書は、「請求委任事業所用ケアプラン証明書」、「介護保険証明書」の2種類です。
4-1 電子請求の端末に導入する場合 証明書発行用パスワードの確認	<ul style="list-style-type: none"> 電子証明書を申請、ダウンロードする際の証明書発行用パスワードを確認します 	証明書発行用パスワードがご不明な場合は、「 3.6.4 証明書発行用パスワード再発行 」をご参照ください。
4-2 介護保険証明書を利用しているが、電子請求受付システム端末以外を利用する場合 電子証明書のインストール	<ul style="list-style-type: none"> 電子請求受付システムでご利用中の端末以外の端末に、介護保険証明書を再度インストールします（このインストールにあたり証明書発行手数料は不要です） 	「 3.6.3.介護保険証明書を再度ダウンロード・インストール 」をご参照ください。 電子請求受付システムのアクセス方法 https://www.kaigo.e-seikyuu.jp/KShinsei/main
4-3 介護保険証明書がない場合 ケアプラン証明書の申請及びインストール	<ul style="list-style-type: none"> 電子請求受付システム総合窓口にて、KJで始まる14桁のユーザIDでログインし請求委任事業所用ケアプラン証明書を申請します（発行手数料は不要です） 準備された端末に電子証明書をダウンロードし、インストールします 	「 3.7. 請求委任事業所用ケアプラン証明書の取得・更新 」をご参照ください。 ご不明点は、ケアプランデータ連携システムのヘルプデスクに確認ください。
5 ケアプランデータ連携システムの利用申請	<ul style="list-style-type: none"> ケアプランデータ連携システムの利用申請サイトにアクセスし、KJで始まる14桁のユーザIDでログインの上、利用規約を確認し、同意してください（※2） 	ケアプラン利用申請Webサイト https://www.careplan-renkei.jp/ ※2 仮パスワードの場合、電子請求受付システムで新しいパスワードに変更後、利用申請Webサイトにログインください。
6 ケアプランデータ連携システムクライアントアプリのインストール	<ul style="list-style-type: none"> ケアプランデータ連携システムのヘルプデスクサポートサイトにアクセスし、お気に入りに登録し、製品ダウンロード画面に進みます ケアプランデータ連携クライアントアプリをダウンロードし、端末にインストールします アプリへのログインおよびデータ連携を開始します 	ヘルプデスクサポートサイト https://www.careplan-renkei-support.jp/ を表示した状態で、ctrlとDキーを同時押下すると、お気に入りに登録できます。 ケアプランデータ連携システム操作マニュアル「2.3アプリのインストールについて」をご参照の上、ご不明点は、ケアプランデータ連携システムのヘルプデスクに確認ください。 連携先が本システム未導入の場合は、運用を開始するタイミングを調整ください。
7 ライセンス料のお支払い	<ul style="list-style-type: none"> 利用規約第8条 第2項に規定の方法でライセンス料等が支払われます（※3） 第2項 国保連がお支払いする給付費からの差し引きによるお支払い 	※3 請求書での支払い（第3項）をご希望の場合は、事業所の所在地の国保連合会に請求書を発行依頼してください。振り込み事務及び振込手数料にかかる費用は、事業所にてご負担をお願いします。

前提1
介護予防ケアマネジメント等を地域包括支援センターからの委託により行っている場合は、本システムをご利用いただくことができません。

前提2
居宅介護支援事業所または介護サービス事業所の双方での利用が必要なため、データ連携先の利用意向のご確認をお願いします。



ケアプランデータ連携システム利用申請前チェックリスト

ケアプランデータ連携システム 【利用申請前チェックリスト】

Ver. 1.00

チェックリスト確認日： / /
確認者氏名：

チェック項目	導入フロー番号	対応項目	チェック内容	備考
<input type="checkbox"/>	前提1	サービス提供種別の確認	システムをご利用いただく居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所は、ケアプランデータ連携の対象となるサービス提供事業所ですか。	
<input type="checkbox"/>	前提2	データ連携先の利用意向確認	システムをご利用いただく居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で、データ連携先の意向を確認されましたか。	
<input type="checkbox"/>	①	介護ソフトの対応状況	ケアプラン標準仕様に対応した介護ソフトウェアをご利用されていますか。	
<input type="checkbox"/>	②	ケアプランデータ連携クライアントを導入する端末、ネットワーク環境の準備	ご利用端末のスペック（機能）は導入要件を満たしていますか。また、インターネットに接続した環境ですか。	
<input type="checkbox"/>	③	介護電子請求用ユーザID及びパスワードの確認	ご利用頂く事業所ごとに、KJから始まる14桁のID及びパスワードをお持ちになっていますか。	
<input type="checkbox"/>	④	電子証明書インストール状況の確認	ご利用端末に介護電子請求用電子証明書はインストールされていますか。	
<input type="checkbox"/>	④-1	電子証明書用パスワードの確認	介護電子請求用の電子証明書を再インストールされる際には、電子証明書発行用パスワードが必要になります。お持ちになっていますか。	④の④がある場合は不要
<input type="checkbox"/>	④-2	電子証明書のインストール	（電子請求システム以外の端末の場合）ご利用端末に介護電子請求用の電子証明書を再インストールできましたか。	④-1の④がある場合は必要
<input type="checkbox"/>	④-3	ケアプラン証明書の申請及びインストール	ご利用端末に、ケアプラン用の電子証明書をインストールできましたか。（介護電子請求用の電子証明書をお持ちでない場合）	④・④-1・2のいずれにも該当しない場合は④が必要
<input type="checkbox"/>	⑤	ケアプランデータ連携システムの利用申請	（注：利用規約の同意により、1年間のライセンス料が発生します。） 利用規約の内容を確認した上で、利用同意をされましたか。また、利用同意ボタン押下後から1年間のライセンス料が発生することを社内で了承いただいていますか。	
<input type="checkbox"/>	⑥	ケアプランデータ連携システムクライアントアプリのインストール	ご利用端末にケアプランデータ連携システムのクライアントアプリをインストールされましたか。	
<input type="checkbox"/>	⑦	ライセンス料のお支払い	ライセンス料お支払い方法の確認です。 介護給付費から差し引きにてお支払い、又は申し出により請求書でのお支払いとなることを社内でご了承済みですか。	

※①～⑦についてチェックの付かない項目がある場合は、導入フローに記載の対応方法をご確認ください。

※前ページの導入フロー図と併せてご確認ください。



ケアプランデータ連携システム関連サイト

○ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト

<http://www.careplan-renkei-support.jp/index.html>

●ケアプランデータ連携システムヘルプデスク

電話番号：0120-584-708（平日9：00～17：00）

⇒システム導入から利用操作支援まで対応しています。



○山梨県内のケアプランデータ連携システム導入事業所の確認【WAM NET】

ケアプランデータ連携システム利用状況

<https://www.wam.go.jp/wamappl/kpdrsystop>

●山梨県国保連合会ホームページ（やまなしの国保）

介護事業所の皆様へ ⇒ ケアプランデータ連携システムについて

<https://www.ymnkokuhoh.or.jp/sp/kaigohoken/category.php?cid=1052>

